

尾張旭市監査公表第16号

令和4年4月28日付け尾張旭市監査公表第11号をもって公表した定例監査結果報告について、令和4年5月9日付け4生公第20号で市長から措置を講じた旨の通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により次のとおり公表します。

令和4年5月30日

尾張旭市監査委員 長谷川 博 樹

尾張旭市監査委員 さかえ 章 演

教育委員会生涯学習課

監査の指摘事項	措置状況
地区公民館等管理業務において、随意契約公表の事務手続が適切に行われていない。随意契約ガイドラインでは、随意契約を締結する場合において、予定価格が契約規則第25条に定める金額の範囲を超えるときは、随意契約確認表を作成し、内容の公表を行うこととしている。	指摘事項に該当するものについては、随意契約ガイドラインに基づき適正な事務を行うよう改善します。